盛土規制法 手続の要否の判定フロー(土地の形質の変更〈盛土・切土〉)

土地の形質の亦再 (成-	土・切土)**1を行う計画で	かる	え
工地》기기(東))及文(画	<u> </u>	x)'\J	
A) II Marin III III.	はい	は	·V
公共施設用地で	での工事である(注1)		
	いいえ		
災害の発生のおそれがないと認められる工事である(注2) (高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標準の差が30cm を超えない盛土又は切土をするもの 等)			(V)
いいえ			
工事は、以下の①~⑤に該当する			
はい		いいえ	
都市計画法の 開発許可が必要 はい いいえ 許可申請手続が必要 中間検査・定期の報告 *手続対象規模	工事は、以下の①~⑤に該当する 〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉 □ ① 盛土で高さが1m超の崖を生じる(m) □ ② 切土で高さが2m超の崖を生じる(m) □ ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の 崖を生じる(①、②を除く)(m) □ ④ 盛土で高さが2m超となる(①、③を除く)		
(m) □ ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡超 ^{*2} となる □ ⑥ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
都市計画法の開発許可をもって 許可を受けたものとみなす	は		
中間検査・定期の報告 *手続対象規模	都市計画法の開発許可が必要		
		いいえ	
はい	<u> </u>		
	工事を行う場所は、宅地造成等工事規制区域内である		
		いいえ	
都市計画法の開発許可をもって 許可を受けたものとみなす (届出したものとみなす)	許可申請 手続が必要	届出が必要	手続不要

※1通常の営農行為の範疇にある耕起等(注3)やグラウンド等を維持するための土砂の敷き均し等は、土地の形質の変更に該当しない。 ※2盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

注 $1 \cdot 2 \cdot 3$ については「宅地造成及び特定盛士等規制法に基づく許可申請の手引き」を参照してください。